

# 教育基本法特別委員会 審議録検討

阪田 勝彦（弁護士）

平成 18 年 5 月 30 日（火曜日）

出席委員： 別紙のとおり

内 容： 以下の参考人に対する参考人質疑。

参考人（中央教育審議会会長）	鳥居 泰彦	改正賛成
参考人（京都市教育委員会教育長）	門川 大作	改正賛成
参考人（ジャーナリスト）	櫻井よしこ	改正賛成
参考人（国立大学財務・経営センター名誉教授）	市川 昭午	改正反対

概要と感想： 上記参考人中 3 名（鳥居、門川、櫻井）は積極的な「改正論者」であり、参考人の中で、現段階における教育基本法改正に反対の意思を表明したのは市川参考人だけだった。上記の参考人のうち、櫻井よしこ氏と門川大作氏の発言は極めて情緒的で内容が全くない。櫻井よしこ氏の発言の中では、教育勅語が実は評価に値するものである旨の発言があまりにも異常なのでピックアップした。今回の参考人の中では、中教審の元会長鳥居氏と同じく中教審において中心的活動を行っていた市川教授の発言が重要である。

中教審の平成 15 年の最終答申をもとに改正案が議論されているため、改正の必要性について中教審では一体どのような議論が調査がなされたのかと言う点に焦点が当てられている。

結局、鳥居参考人からは、「時代の要請」という抽象的な必要性のみが連呼され、その必要性を証明するような具体的な回答はなく、また、仮に何らかの規範をたてる必要性が仮ににあったとしても法律で規定することの必要性があるのかとの争点についても極めて抽象的な議論に終始していた。

また、市川参考人の回答からは、中教審の審議が実際にはほとんど議論とよべるものがなかったことをあらわしている。

## 参 考 人 発 言

### 1. 鳥居参考人

●鳥居参考人の発言は、中教審としての発言である。

「教育基本法の改正案につきまして、私の中央教育審議会としての考え方を御説明したいと思います。」

## ●教育基本「改正」の理由・必要性

① 「教育基本法は、①制定から半世紀以上がたちました。②教育を取り巻く環境は大きく変わっております。また、③子供たちのモラルや学ぶ意欲・・・低下しております。④若者の雇用問題等も深刻化しております。教育の根本にさかのぼった改革が求められておりまして、将来に向かって新しい時代の教育の基本理念を明確に示して、国民全体で教育改革を進め、我が国の未来を切り開く教育を実現していくために教育基本法を改正する必要があると考えている次第でございます。」

### ②(社民党保坂議員への回答)

「まず第一に、現行法が制定されたときの経緯等を踏まえて現行法を考えていただきますと、現行法をつくられたときの経緯から、**時代の要請**というものを考えると、できるだけ早く改正をしていただきたいということがございます。

それから第二には、この改正案を見ていただければわかりますように、**時代の要請にこたえられるように、個々の条文が改正案として出ている**ことを御理解いただきたいと思えます。例えば、幾つかの例を申し上げますが、義務教育につきましては、義務教育の実施についての国と地方公共団体の責務等について新たに規定をしております。これは、義務教育費国庫負担法をどう見るかについて、例の三位一体の改革をめぐるいろいろな意見が出ました。この意見はまだ着地点には到達しておりません。やはりその判断のもとになる基本的な法律というものがあって、それをリファインしながら国の行方を定めていくという意味で、この条項は極めて重要だというふうに思えます。また、**大学の規定**がございしますが、この規定等も今までなかった条項でございまして、改めて、これからの時代を担う、新しい時代の文明の継承と知的生産というふうに私は呼んでいます。そういう役割を担っていくべき大学の規定を設けたという点を重く受けとめております。それから、大分話は違う世界になりますけれども、改正案の第十一条では、今までなかった**幼児期の教育**について書いてあります。幼児期の教育に関する国や地方公共団体の振興のための義務というものを規定しております。こういうものについて、**新しい時代はもう待たないで要請**をしているというふうに御理解をいただきたいと思えます。そのほかにも多々ありますけれども、この改正案では、まさに改正案そのものが、各条項が、なぜ改正を必要とするのかを語っていると思えます。それからもう一つ、これも違う観点からお話をしたいのですが、世界を見回しますと、世界全体では、それぞれこの国でも教育改革が進んでいます。その教育改革の基本になる考え方がどこでも設定されています。例えば、**イギリスの場合にはサッチャー改革**、一九八八年に完成したサッチャー改革ですが、それを受け継いだ、サッチャーとしては保守党でしたけれども、**労働党のブレア内閣**が、ことしになって一月十日に**レスペクト政策**というものを打ち出しています。そして、そのレスペクトの精神でやっていくことを国民に訴えています。

cf. 【論理的破綻】

### ●上記目的



●達成手段（中教審での提言）

「この（平成15年3月最終）答申では、①信頼される学校教育の確立、②知の世紀をリードする大学改革の推進、③家庭の教育力の回復、④学校、家庭、地域社会の連携協力の推進、⑤公共に主体的に参加する意識や態度の涵養、⑥日本の伝統、文化の尊重、国土や国を愛する心と国際社会の一員としての意識の涵養といった理念や原則を明確にすべきであるとの提言をしております。」

→①～④まではなんとか上記目的との関連性もこじつければつけられそうだが、⑤まして⑥には、立法の必要性との関連性が明らかに不明である。

●現教育基本法は占領下での「押しつけ」

最初にまず申し上げたいことは、現行の教育基本法について、ハーグ条約に違反して押しつけられたものだという御発言がありましたけれども、そこまで言えるかどうか自信はありませんが、占領下のどさくさの中で、昭和二十年の八月十五日に戦争が終わり、それから約一カ月かかって占領軍が日本に次々と入国したという状況のもとで、もう既にその九月の段階で、教育改革に関する、教育刷新委員会の前身になるものですが、そういうものがスタートしていた。それは、明らかに占領軍の影響下にあったことは間違いないと私は思います。・・・それであるがゆえに、旧法といえますか現行法は、できるだけ早く見直した方がいいということになるんだと思います。

●「不当な支配」は特に外国と教職員団体

「それから、学校教育の規定でございますが、不当な支配という文言をあえて削除しておられるようにお見受けいたします。学校の自主性、自律性の発揮という規定がそのかわりに追加されております。この部分、例えば国家、あるいは地方公共団体、あるいは政治、あるいは外国、特に私は外国の問題も強調しておきたいと思いますが、さまざまな圧力があり得る、そういう状況のもとで、不当な支配という文言を軽々に外すことはできないのではないかというふうに思います。教職員団体等の不当な支配という問題についても考えておく必要があると思います。」

●審議のやり直しが議論にならなかったのか？

○石井（郁）委員 中教審にもう一度戻して審議をし直すということになるんじゃないでしょうか。その辺が一つひっかけりを持つわけです。答申になかったことが、実際は、自民、公明党の密室協議が続けられて、そして加えられたり、また削除されたりというところが実態なんじゃないでしょうか。

○鳥居参考人 説明は全く受けておりません。

それで、今御質問の中にありましたように、どのように考えるかということでありますけれども、本当に与党のその協議会におかれて、大変な御苦勞をされていたんだ

などということは今になって思うわけでございます。

● 愛国心～軍備の拡大を図る中国と政界最大の軍事大国アメリカの例

○保坂（展）委員 続けてお聞きいたしますけれども、今回の政府の法案に、我が国と郷土を愛する態度を養う、こういう言葉が入っております。

愛国心を生徒がどのぐらい持っているかどうかの評価の問題が出てくるのではないか。この評価ということについて、例えば、極めて過剰な形で愛国心をめぐる、あるいは愛国心教育の競争ということが起きてくることはないだろうかそのあたりのことはどのように中教審で議論され、どうお考えになっているのか。

○鳥居参考人 答申では、国を愛する心、公共の精神、道徳心が重要だというふうに考えて、教育基本法に規定して国家の名で強制するというようなことについて全く考えていないということを何度も議論しております。

それから、せっかくの御質問でございますので、お答えのついでに幾つか例を引いて御参考に供したいと思っておりますが、一番極端な例は中華人民共和国の教育法でございます。この教育法では、第六条に「国家は教育を受ける者に対し愛国主義、集団主義、社会主義の教育を実施し、理想、道徳、規律、法律、国防及び民族団結の教育を実施しなければならない。」と規定しております。これが私の知る限りでは一番極端な法律であります。

それから、アメリカの場合には、小学校段階の学校教育におきまして、憲法の前文を朗読したりあるいは暗唱するということが行われております。

その部分というのはわずか三行の英文でございますが、日本語に直しますと、我ら合衆国の人民は、より完全な連邦を結成し、これは、より完全なナショナルユニティーというのが正しい言葉なんですが、ナショナルユニティーを形成し、ジャスティス、正義を樹立し、国内のトランキュリティー、平安と訳しましょうか、平安を保障し、コモンディフェンス、共同の防衛に備えて、ゼネラルウエルフェア、一般的な福祉を増進し、最後に、我らの子孫に自由、リバティーがもたらす恩恵を確保する目的をもって、ここにアメリカ合衆国憲法を制定するということを子供たちが暗唱するという習慣があります。

また、先ほど申しましたイギリスのレスペクト政策においてもそうあります。

## 2. 門川参考人

● 学校評議員制度

「私どもは、その精神をより生かそうと、すべての学校で**学校評議員制度**を発足させ、平成十五年度にはすべての学校で外部評価を含めた学校評価システムを導入し、その結果を公開しております。さらに、地域が、保護者が学校運営に参画する

学校運営協議会を設置し、コミュニティ・スクールにする学校が昨年度までに十七校、今年度中に五十校にも迫る勢いで広がっております。」

### ●道徳教育アンケートで愛国心調査

①次に、道徳教育の取り組みであります。これも人づくり二十一世紀委員会の心の教育部会の議論の中から生まれました。五年前であります。道徳教育について市民ぐるみで取り組んでいこう。河合隼雄先生に座長になっていただきました。幅広い市民の方々と三年間にわたる論議を踏まえまして。価値観が多様化しているということが言われます。しかし、共有できる価値観があるのではないかと、市民に率直に聞いてみよう、そういうことで、やっといういいこと、悪いこと、みんなで考えてみませんか、そんなポスターを京都市内隅々に張りまして、一万人アンケートをしよう。何と二万二千三百人の方がお答えいただきました。そのアンケートをするに当たって、予備調査として四百人を超える方に、生きていく上で、あなたは何が一番大事と考えられますか、十項目まで書いてください、そんな事前調査もしました。大人は八十八項目、子供は六十六項目、タイトなアンケートであります。三十分から小一時間かかる、こんなアンケートでございましたけれども、その中に、自分の国を愛する、このことについて問いかけもありました。これについては七割の方が肯定されました。あるいは先祖のお墓参りに行く、こんな項目もありました。九割の方が肯定されました。ただし、歩きながら物を食べてはいけない、この項目について、そう思うと答えた子供は三割でした。確かに意識が多様化している、こんなこともありました。しかし、命の大切さ、環境、伝統、国を愛する、そうした項目では意識が共有されているということを実感いたしました。今そうした市民の声をもとに、皆さんのお手元に配らせていただいておりますけれども、「しなやかな道徳教育」、河合隼雄先生の命名であります。環境教育、京都は京都議定書発祥の地であります。すべての学校で環境宣言をし、環境に取り組もう。あるいは、障害のある子供の教育では、全国に先駆けて、障害の枠を超えた地域制、総合制の養護学校を一昨年新設、再編し、今その養護学校もコミュニティ・スクールにしております。

### ②愛国心評価

「愛国心につきましても、単純に愛国心を三段階で評価するというふうなことにについては適切でない。また、現に京都でそういうことは行っておりません。この国のことについて知りたいと思う、みずから調べる、あるいはこの国のためにいろいろな貢献をされた先人たちの生きざまを調べる、そうした方々について思いをはせて、そうした人に近づいていきたいと思う、そういうふうな一つ一つの行為、行動を評価する、それが、適切な評価が学校現場でなされているというように考えております。」

### ●学力テスト

「学力テストの問題であります。昭和四十年代に、当時の文部省は、全国一斉学力

テストを廃止されました。しかし、京都は、研究会テストと名前を変えて、一貫して、小学校一年から中学校三年まで主要教科、主要教科という言い方が適切かどうか分かりませんが、学力テスト、研究会テストという名前のテストをやってきました。二十年間の記録は今も残っております。しかし、学校ごとの点数は発表しない。全市の平均点を出して、それぞれの学校、それぞれのクラスで、それと比較しながら学力を分析し、課題をとらえて実践する、そんな取り組みをしてまいりましたが、今、それを堂々と学力テストという名前においてやっております。」

## 櫻井参考人

### ●これはイデオロギーではないのか

- ・「私は、現行憲法は根本から作り直すべきだという考えの持ち主であります。」
- ・「民主党がこの一番最後の附則のところにおいて、現行の教育基本法は一たん破棄すると書いたことは非常に評価したいというふうに思います。」
- ・「この日本という言葉にどのような意味を込めたのかと聞いてみましたら、それは、大化の改新から聖徳太子の時代から古事記、日本書紀に書かれた日本のすべて、日本人の生き方といいますか、例えば天皇を中心とする皇室制度というものがあって、それを核として日本文明が築かれて、その中で日本人がどのように生き、暮らし、死んでいったかという、その文明そのもの、日本そのもの、全体を含むものだという御説明がありまして、なるほど、それならばこれはすばらしい表現だなというふうに思いました。」

- ・「この国の大人たちはなぜ、例えば経済力に見合っただけの政治的な自信というものを国際社会に対して示すことができないのか。」
- ・「現行憲法の改正と教育基本法の改正は相通するものがあるといった意味はどうかという御質問でございましたけれども、現行憲法第三章を私は非常に重視しているんですね。現行憲法で問題点となるのは第九条だけではなくて、むしろ心の面で非常に重要なのは第三章の国民の権利及び義務の章だというふうに思っております。三十一条にわたるあの第三章の中に描かれている人間像はどういうものか。私は一人ですよ、私には権利があります、自由がありますということだけと言っても過言ではないくらいのものであります。」

教育基本法もまた、個人を過大に強調することによって第三章の特徴というものを強調しているというふうに思いますので、この両方を改定するに当たっては、私たちの先人たちが大事にしてきた日本人としての人間関係、親子関係、家族関係、個人と国家との関係、そして、個人としてみずからを信頼し、家族を愛するようふるさとを愛し国を愛するという、その精神を中心軸に置くことは非常に大事であるというふうに考えております。

「日本の歴史の中では、江戸時代の本を読んでも、子供たちの教育というのは男親が中心に行っていたんですね、その当時は家制度というものがありましたか

ら。明治政府は、農村などで、小さいときから農業などをさせられて、ろくろく学校に行けない子供も多々いるために、義務教育制というものをつくりました。これはこれで、国家が責任を持って子供たちに教育を与えて立派な人間にしようと思った善意だったと思うんですが、そのときに教育の主体が家族から国家へと移ったわけですね。戦後になりまして、さらにこの傾向というものが強められていって、学校現場の、日教組の先生たちが中心になっていくというふうな事態になっていってしまいました。家族というものは学校から締め出されるような感じになったと思うんですが、私はこれはすごく不自然なことだと思うんですね。」

・「この(憲法第3章) 国民の権利及び義務、つまり大人も含めた日本人全体への国民教育の根本であると言える章だと思うんですけども、そこを読んでみると、権利という言葉が十六回出てまいります。自由という言葉が九回出てまいります。そして、責任と義務という言葉は、おのおの三回ずつ出てまいります。」「日本国憲法第三章は、国民の権利及び義務とうたい上げながらも、権利と自由をこそととび、責任と義務というものを甚だしく軽視してきたと思います。」「さて、次に教育基本法を読んでみますと、私は、この日本国憲法第三章に通ずる欠陥というものを強く感じます。その第一は、個人というものが際立っていることですね。私たちは、何も一人で生まれてくるのではない、何も一人で育っていくのではない、一人で生きていくのでも一人で老いていくのでも一人で死んでいくのでもないわけでございまして、日本文明というものは、今生きている人、これまで生きてきた人、これから生まれてくる人々、連綿と続くこの人間のつながりの中で育てられていくものが日本文明だと思いますけれども、日本国憲法も教育基本法も、そこには、人間のつながり、過去、現在、未来を含めて、現時点での横でのつながり、家族のつながりもないんですね。例えば、教育基本法には、家族という言葉がどれくらい出てくるか、家庭という言葉がどれくらい出てくるか、探してみても探してみてもほとんど出てきません。家庭という言葉は、第七条の「社会教育」の中に辛うじて家庭教育という形で出てくるのみであります。そして、この教育の目的でありますけれども、平和的な国家の形成者として真理と正義を愛し個人の価値をたつとびというふうにうたわれています。個人というものは、教育基本法に幾度も幾度も繰り返して出てまいります。」

・「美しい言葉の連なりではありますけれども、実に空疎であります。例えば、教育基本法の前文は、「われらは、個人の尊厳を重んじ、真理と平和を希求する人間の育成を期するとともに、普遍的にしてしかも個性ゆたかな文化の創造をめざす教育を普及徹底しなければならない。」と書かれています。けれども、教育基本法のどこにも、日本というものが出てこない、日本の歴史も文明も出てこない。日本の歴史や文明、伝統に全く触れずして、普遍的にしてしかも個性豊かな文化というのは、一体どのようなものであり得るのでしょうか。私は、極めて疑問だと思います。」「ですからこそ、私は、教育基本法に、日本を愛する心、祖国を愛する心、歴史をとうとぶ心というのを意識して入れなければならないと思います。人によっては、

国家を愛するなんということとは当たり前なんだから、もしくは国家というのは統治機構としての政府のことを意味するかもしれないので、入れなくてもいいじゃないかとおっしゃる方もいる。それも一理はありましょう。けれども、戦後六十年、余りにも個人に傾いてきたこの国の教育、余りにも家庭や家族やふるさとや国を無視してきたこの教育の歴史の積み重ねというものが有りますから、日本こそが、世界の中でどの国よりも、今、祖国愛とか国を愛する心とか日本を愛する心というものを決意して書き込まなければならぬんだというふうに思います。」

・「最後に一つだけ申し上げておきたいのは、このように、家族を大事にすることとか、ふるさとを大事にすることとか、国を大事にすることを書き込まなければならぬというふうに言いますと、いや、それは日本にはもともとなかった個人というものを大事にすることの方が先なのであって、日本では、かつては国がすべてだった、個人というものは、滅私奉公という言葉にあらわされているように、常に否定されてきたのであるからいけないんだということを言う人もいます。

一人だけ御紹介したいと思います。この人はイギリス人でオリファントという人でありましてけれども、彼も母親への手紙に書き記しました。すべてがおくれていると思って日本にやってきた、そこで私は驚くべき事実遭遇した、この日本は個人が共同体のために犠牲になる国だと思っていた、ところが各人が全く幸福で満足しているように見えることは私にとっては幸せな驚くべき事実である、彼はこのように書き残しました。国家がすべてとみなされていた日本国で、そのように思ってやってきた先進文明国の一員が、そうではなかった、国家がすべてだと思っていたら、その国で人々が個人として本当に充足して幸せなほほ笑みを顔に浮かべていることがわかった、何とすぐれた日本文明であろうかと書き残しております。」

## ●「教育勅語はなかなかよろしい」

① 私ども子供のころに教わりました教育勅語は、小学生のときには大変長いと思っていたのでございますが、戦後になって数えてみましたら、四百字ない、原稿用紙一枚ない短いものでございます。極めて簡潔に要を得た書き方をしております。現在の基本法はそれよりも長いわけでございますが、それをさらに長くする。中教審で審議しましたころに日本PTAが調査した結果が発表されましたけれども、国民のほとんどの方は現在の教育基本法など読んでおられない。現在の教育基本法でも読んでおられない方が、さらに長い改正法案をお読みになるであろうか、こう考えますと、もし改正されるのであれば、現在よりも短くしていただきたい、こう思います。

② 「先ほども、これはGHQの影響のもとでということがございましたけれども、教育基本法がつくられた昭和二十二年段階で、我が国で教育に関するそのほかの重要なものとして、教育勅語がございました。これは翌年の昭和二十三年に廃止されるわけでありましてけれども、教育基本法ができたときに、心の問題であるとか、先ほど来申し上げました家族の問題などについてほとんど触れていなくても、教育勅語というものがあつたために一種のバランスがとれていたと当時の人は考えたか



もしれませんが、それが二十三年になって、国会課長のJ・ウィリアムスという人が衆参両院の文教委員長を呼びつけて、日本人の方から自主的に教育勅語を廃棄するような形でやめさせたわけでありますから、私は、この教育基本法だけで行われてきた戦後教育というのは、すごく大きく傾いていたんだろうなというふうに思います。」

③「今、教育勅語が軍国主義を生んだということを言われました。私もそのように教えられて育ちました。そして、何年か前に憲法の本を書きましたときに、教育勅語も、それから明治帝国憲法も、現行教育基本法及び現行憲法と並んで読み比べてみる必要があったために、私なりに読み込んだつもりです。

そして、教育勅語について驚いたのは、確かに漢文調であり、「朕惟フニ」というところから始まるために、軍国主義的だとか旧体制的だという批判を招きやすいのであろうなと思いましたが、それを読んで非常にびっくりしたのは、全く軍国主義的ではなかったということです。そこに書かれているのは、親、兄弟、友人、それから先生、いろいろな人々との関係をどのように築いていくかという、十二だったと思いますけれども、十二の徳目がまず書かれていて、その上で、日本国民としてこの社会にどのように貢献していくのか。その十二の徳目の中には、広く人々を愛しなさい、国境を超えて広く人々を愛しなさいということもちゃんとあの時代に書かれているわけですね。」

「加えて、今申し上げたように、この社会にどのように個人が貢献をしていくのか、そして、多分軍国主義という批判は、一たん有事になればみんなが力を合わせてこの国を守らなきゃいけないというふうなことが書いてあるために、多分その考えが出てきたんだろうと思うんですが、私は、教育勅語が軍国主義の源だと言う人々は、もう一回それをしっかりと読んでみるのがとても必要だと思うんです。百年以上も前に書かれたものですから、古いものがたくさんあって、現代には合わないものが多々あるのは事実だと思います。さっきちょっと触れましたが、昭和二十二年、教育基本法ができました。そのときにはまだ教育勅語は生きていたわけですね。教育勅語はあしき軍国主義者たちによって悪用された面はあるけれども、よく読んでみると、それは家族のことも書いてあってなかなかよろしい考えだということをGHQの指導者たちも言っていたわけですね。

「戦後、文部大臣になった歴代のリベラリストと言われる人たちも、教育勅語の廃止には反対をいたしました。しかし、さっき申し上げたように、昭和二十三年六月に、ウィリアムズという国会、教育担当のGHQのメンバーが衆参両院の教育委員長を呼んで、日本人の側から発意して勅語を廃止せよという指示をしたわけですね。だから、なくなりました。私は、全部読んだわけではありませんけれども当時の教育論議を読んでみると、教育基本法ができた、というよりも、先ほど鳥居先生もおっしゃったように、GHQの非常に色濃い影響のもとで教育基本法ができたわけですね。その中で、多々欠けている徳目はあるけれども、教育勅語の中にまだ生きているんだからというような両方で、教育の両輪としてバランスをとるという考え方があったんだろうというふうに思います。ですから、私は、古い側面は変えていくにしても、教育勅語の中に書かれている人間としての信頼と博愛、他者に対す

る愛というものを中心にして、いかに自己を律していくか、自分は自分一人ではない、この社会のメンバーなんですよ、この国のメンバーなんですよということを強調していくことはとても大事だというふうに思っております。」

## 市川参考人

### ●改正の必要性についての中教審での当初の考え方

「教育基本法の改正に関する私の基本的な考え方を一言で申し上げますと、改正するには及ばないというものでございます。その理由は極めて簡単でして、改正をする必要がないからでございます。」「と申しますのも、我が国教育の根本を定めております法律である以上、それを改正するにはそれなりのしかるべき理由がなければなりません。ところが、これまでのところ、どこからもそれが示されていないわけでございます。例えば、これからの国民を育成する上で現行法の教育理念では不十分だという証拠、今後の教育施策を進めていく上で現行法の規定が邪魔になる、障害になる、そういった根拠などが具体的に示されてはおりません。」「時代の進展や社会の変化に対応してしかるべき教育の進展が必要だということは、そのとおりでございます。しかしそれは、教育基本法以外の法令の改正や教育関係の政策や施策、そういったものによって行うことが可能であります。急速に変化してやまないその時々々の政策課題を恒常的な理念法であります教育基本法に規定することは、適当ではありません。それに、そうした理念や政策の多くは既に現在の基本法にも見出せますし、ほかの分野にも三十ぐらいの基本法があり、その中に教育に関する規定も多々ございます。それから、無論、教育基本法を根本とした教育関係のさまざまな法律にも書かれております。そうしたことから、改正する必要は認めないと考えるわけでございますが、これは決して私の独断ではございません。

ここに中央教育審議会の鳥居会長がおられますが、中央教育審議会で三年前に教育基本法改正について審議しましたときに、私は、文字どおり、その末席を汚しておりました。私は、そのとき、文部科学大臣から改正について諮問される以上、改正しなければならぬ事情があるんだと思いました。そこで、審議会の席上、教育基本法を改正しなければならぬ理由、例えば、教育政策の展開あるいは教育事業の実施、あるいは現場の教育活動などに何か困ることがあるのでしょうかとお尋ねしました。ところが、教育審議会におられた並みいる委員の方々からも、また事務局を務められました文部科学省の方からも、特に支障があるという御返事はありませんでした。このことは、当時の審議会の記録をごらんいただければおわかりと思います。

### ●困らないけど改正してもいいんじゃないとの意見

ただ、その折、ある委員から、別に教育基本法が現在のままで困ることはないけれども、しかし改正してもいいんじゃないかという御意見はございました。

しかしそれは、教育関係の仕事、教育行政の仕事、教育者の仕事は非常に暇で、

文部科学省の方々が何もすることがないというようなお暇がおありであれば、これは現在のものよりもよいものにするために改正を検討されても結構でございますが、私が存じ上げる限り、文部科学省の方は大変お忙しくいらっしゃいます。また、国会の先生方も日々国事に奔走されているわけございまして、早急に支障がないような法律の審議をされるという必要は余りないのではないか、こんなふうに考えるわけでございます。

先生方におかれましては、現在の教育基本法が余りにも抽象的過ぎるとかいった御不満もおありでしょうし、これも規定したい、これも盛り込みたいというようないろいろな御希望もお持ちであろうかとは存じます。そういった御不満や御希望はもっともとは思いますが、そうした具体的なことは教育基本法以外の法令に規定すべきものだと考えます。

特に教育目標などは、法律で定めるにしましても、学校教育法で規定するのが適当であります。それも義務教育あるいはそれに準ずる教育に限られます。

現在の学校教育法で教育目標を定めているのは幼稚園、小学校、中学校、高等学校などに限られ、大学、大学院、高等専門学校、専修学校などについては定めておりません。教育目標の中でも徳目のようなものは、学習指導要領で定めるべき事柄であります。現に、今回提案されておりますさまざまな徳目は、そのほとんどが現在の学習指導要領に書かれております。学習指導要領に明記されていることを教育基本法に重複して規定しなければならない理由は明らかではありません。新しい時代にふさわしい教育を実現するための政策や施策には、教育関係の法律に必要な条項や文言を追加することで対応できるものですし、その方がはるかに容易であります。「実務的な行政施策法に規定する方がはるかに適切」、「生涯学習の理念を、生涯学習振興法じゃなくて教育基本法に規定する理由もまた明らかではありません。」

「我が国の国内総生産に対する教育費の割合が、近年、諸外国と比べまして問題にならないくらい小さくなっていることです。これでは、文部科学大臣がおっしゃったような我が国の未来を切り開く教育の拡充などは到底望むべくもありません。」

#### ● 教育投資の減少

「昔の我が国は全く逆でして、政府も国民も、貧しい中にありながら教育には熱心であり、他国には類を見ないほどの割合で教育投資をしておりました。それが、経済の高度成長が続いた一九六〇年代に入ったころから格別目立たなくなりましたし、七〇年代以降になりますと下位グループに位置するようになり、最近ではついに大きくおくれをとるようになりました。皮肉にも、我が国が豊かになるにつれて米百俵の精神が失われてしまったのであります。」

「その点で、民主党案が、国民の教育を受ける権利や生涯学習の権利を具体化するための公的支援の強化や学校教育全般に対する漸進的無償化、それを実現するための教育費の確保をうたっておられるのはまことに時宜を得たものと存じます。しかし、前に述べましたような理由から、それは具体案でございますから、これは教育基本法とは別のところに規定するべき

だと考えます。」

## ●内容的な議論なし

### ●愛国心一言い回しのみの議論

○保坂（展）委員 次に、市川参考人に伺いたいと思うんですが、中教審の議論の中で、今話題になっている、民主党の案では日本を愛する心でしょうか、政府案では我が国と郷土を愛する態度を養うですね、ということについてどんな議論が交わされたのか、どこまで突っ込んだやりとりがあったのか、ちょっとお話しただけないでしょうか。

○市川参考人 先ほど申しましたように、もう数年前のことで正確に記憶しているとは保証できないわけですが、私の記憶している限りでは、本格的な議論はそうなされなかったように記憶しております。

議論されたことは、要するに表現ですね、国を愛するとか愛国心とかあるいは大事にするとか。それで、愛国心という言葉をはっきり出した方がいいという方と、それから余り刺激をしないようにぼかした言い方で書いた方がいいという、二つの御意見があったように記憶しております。要するに、言い回しと申しますか表現の仕方の議論でありまして、本質的な議論はなかったように記憶しております。

### ●全く議論されない子どもの権利条約

○保坂（展）委員 改めるのであれば、十二年前に批准した子どもの権利条約ですね、子供を権利主体として位置づけて、子供がみずから学ぶ権利を、各方面、打ち出した条約なんですけど、この権利条約との絡みではどういう議論があったんでしょうか。

○市川参考人 教育基本法を考えます場合には、子どもの権利条約を初め国際的な条約とか宣言と抵触しないかどうかということが大事なことであろうかと思えます。学者にもよりますけれども、国際条約の方が国内法よりも優先するという説もあるわけですが、非常に大事だと思えますが、中央教育審議会におきましては、一切その点に関する議論はございませんでしたし、どなたからもそれについて言及されることはございませんでした。

「中教審の審議というのは一体どういうものだったのかということをお聞かせください。」

○市川参考人 「よく言えば自由、悪く言えば放談、それで自由放談」

「意見を申し上げて、それに対する反論があつて議論をするということではございませんで、意見は意見で言いつ放しでだんだん進んでいくというような傾向」「議論をしてから決めていただきましたかった」

池坊議員「抜本的に全面改正をしたらいいと私は思いますけれども、それに対して何か支障があるのでしょうか。あるとしたら、そのあることをお聞かせ願えればと思います。」

「今の教育基本法で困ることがないというのは私の判断ではございませんで、中央教育審議会の委員の皆様及び文部科学省の方に私が伺ったところ、そういうことであつたわけでございます。」

先生からは、逆に、改正して困るところがあるかという御質問だと思いますが、それは改正のやり方、中身にもよりますので一概にはお答えできませんけれども、二十一世紀にふさわしい理念とおっしゃいますが、それは与党案なりあるいは民主党案なりに、前文あるいは教育目標でうたわれておることだと思いますが、同じようなことは既に、先ほど来申しますように、学習指導要領にも書かれているわけでありまして、したがって、新しい時代にふさわしい、つまり、学習指導要領が戦後何回も改訂されまして、おおむね十年に一遍ぐらいの頻度で改正されておきまして、その時々時代にふさわしいように改めております。それが改められることが可能なように、学校教育法なり教育基本法が弾力的に解釈できるわけでございます。

ですから、中曽根内閣のときの臨時教育審議会におきましては、教育基本法を改正しないけれども、その教育基本法を改正しないというのは当時公明党の要望で改正しないということになったと思いますけれども、改正しないけれども新しい時代にふさわしい解釈をされるということで、今回の改正案と同じような趣旨のことを臨時教育審議会の第一部会ではおまとめになっていると思います。ですから、なぜ困らないかということは、幾らでも弾力的な解釈が可能である、今までもしてきたということで困らないということでございます。それからまた、改正しましても現在の学習指導要領とそう大きく変わるものにはならないであろう、こう判断するわけでございまして、結局現実ほとんど変わらないというふうに考えております。」

## 委員による質問

### ○小島委員（自民党）

そこで、鳥居会長にお話を伺いたいんですけども、今会長の方からお話があつたのは、学校教育のみならず家庭、社会に及ぶようにやはり教育基本法は考えていかなきゃならないというんですけども、この核家族の現状を見ると、家庭に親がないんですね、今の時代は。しかも、これだけ分散をしてきたときに、やはり学校教育というものが非常に大きな役割を果たすというふうには実は感じておりますので、確かに、学校、社会、家庭という形の言葉の羅列は非常に格好よく見えるんですけども、核家族の現状から見て、今まさに学校教育というのが一番大切なウエートを占めているのではないかな、そんな感じが実はいたします。

それから、次は門川参考人にお聞きしたいんですけども、素晴らしいことを実践されているということで、私の隣にいた小杉元文部大臣、島村元文部大臣、二人して言うている言葉をここで聞いたんですけども、大したものだなという言葉を書いていましたね。だから、そういう素晴らしいことを実践しながらやっているんですけども、ただこのことを京都だけで終わりにするのではなくて、やはり全国にあまねく波及させる、そういうときに、まさにどういう手法があるのかなど。ただ門川教育長がいるからできるんだという形で済ませるのか、さもなければ地域のリーダーというものを育成していかなきゃいけないんですけども、そういう地域に対して、ほかの地域に対してどんなことを望むのかなということをお聞きしたいと思っています。

それから、櫻井参考人には、高校時代を私は思い出したんですよ。それは、いわゆる個人が際立っているということで、教育基本法でも何でもそういうことであるということと、一人では何もできないということなんです。私が高校一年のときの英語の教科書がノー・マン・キャン・リブ・アローンというんですよ。そういう教科書で、人間は一人で生きていくことはできないんだということを習ったんですけども、その言葉を実は思い出しました。

そこで、お聞きしたいんですけども、昔の日本の姿というものが紹介をされたわけがありますけれども、現状を見て、現状の、今の子供たちだとか学校現場だとかいろいろ見て、まさに日本人としてのそういう心が昔と比べてどういうふうに変遷しているのかなど。この辺は非常に難しいと思うんですね。ですから、お聞きしたいと思っています。

「それから、市川参考人については、私は基本法改正賛成でありますので、お話をお聞きして、ちょっと意見が違うなということでもありますので、御理解いただきたいと思  
います。」

「この与党教育基本法に関する検討会というのは、保利座長と、その後を受け継いだ大島座長、七十回、ともかくこの検討会でやっているわけですね。それで、まとまったんですけども、そのときに大島座長が、ここにいる町村元文部大臣、今筆頭理事をされているんですけども、町村先生のところに行ったら、一読して、うん、これはゴルフじゃないけれども、フェアウエーのど真ん中じゃないけれども、フェアウエーに乗っているというような発言をして、名言を吐いたわけですね。

だから、これはもしラフだとか池に入ったりバンカーに入ったりということだったらあれだけでも、いずれにしても、一日も早くこれはもう進めなきゃいけないということをお話しされたわけでもありますけれども、私も、ベストを求めてベターでもやむを得ないという、ともかく一日も早くやらないと、今の教育現場に、これから基本の計画等も策定するわけでもありますけれども、間に合わないと思います。」

## ○池坊委員(公明党)

「私も京都に住んでおりますので、京都を限りなく愛しております。東京から京都に参りました四十年前、教育現場は非常に荒れておりました。不当な支配というのは、国家権力の介入だけでなく、イデオロギーの不当な支配もあるのかと唖然としたことを鮮明に

えておりますが、現在、そういうことを乗り越えて、国歌・国旗も自然にみんなの京都人の心に浸透している。これには血のにじむような皆様方の御努力があったと思います。」

「京都で今日のような教育改革が行われましたのは、やはり教育委員会の力も私は見逃せないと思います。」けれども、このごろ、教育委員会はともすれば風当たりが厳しいのではないかと思います。教育現場から乖離しているとか、あるいは子供中心に考えていないとか、あるいはまた教育委員会そのものを廃止しちゃえなんという乱暴な声もございます。」

## ○牧委員（民主党）

「私どもは、現行法の教育基本法というものは、憲法と同じく、戦後の占領下においてGHQから、ハーグ条約に反して一方的に押しつけられたものであるという認識を、民主党全員かどうかわかりませんが、私個人は少なくとも持つものでございます。」

「ここは私たちの、主権国家、主権を回復して、初めて我が日本人の手に成る教育基本法を私たちの手で作り上げなければならない、まずその意気込みを持って今回の法案を作成した」、「(自民党案について)これは決してフェアウエーには乗っていないと私は理解をする」

「この国会においても憲法のようにきちっと調査会なりなんなりを置いて、そこで各党の案を出すなり、あるいはまた超党派の議連もございます。三百八十名という、もう衆参両院のそれぞれ過半数を超える議員でつくった教育基本法案もありますので、そういったものを土台に、これから本当の開かれた議論をすべきだ」

以 上